

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第151号の概要

件名	特定建築物に係る報告書等一部不開示の件（諮問第162号）		
請求情報の概要	実施機関が保有している異議申立人に関する情報で平成22年4月に開示を受けたものと同一の文書及び不開示に際して実施機関の担当者が作成した文書で異議申立人が実施機関にファクシミリで送信した文書（以下「送信済みファクシミリ文書」という。）に記録された、自己を本人とする個人情報		
請求年月日	平成23年10月4日	決定年月日	平成23年10月25日
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（建築安全課）
不開示部分	1 指定確認検査機関の担当者の印影・氏名 2 県以外の行政機関の職員のメールアドレス		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例第20条第2項第1号及び第5号		
不開示理由	<p>1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため。</p> <p>2 他の地方公共団体の事務又は事業に関する情報で、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>3 異議申立人が平成22年4月に開示を受けたものと同一の文書という特定をして自己を本人とする個人情報の開示請求を行ったことから、当時の開示文書を特定して同一の処分を行った。また、送信済みファクシミリ文書についても、「当時の担当者が提示した枚数を書いた細目（ファクシミリで送信済みのもの）」と特定されており、同一と思われる実施機関が送信したファクシミリ文書を特定して本件処分を行った。</p> <p>なお、異議申立人が求める特定の土木事務所に対し特定日以降に特定の会社から提出された報告書（以下「特定日以降の報告書」という。）及び実施機関の担当者が作成した合計枚数542枚の対象文書の細目が記載された文書（以下「542枚と記載したファクシミリ文書」という。）で異議申立人が実施機関にファクシミリで送信した文書は取得も作成もしていないことから、存在しない。</p>		
異議申立年月日	平成23年12月7日（収受）	異議申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異議申立の理由	<p>1 平成22年4月に開示を受けた後、再度開示請求を行ったが、特定日以降の報告書は開示されなかった。その後、複数回開示請求をしたが特定日以降の報告書は一度も開示されていない。</p> <p>2 異議申立人は、開示の際に、異議申立人に送付され自身が署名済みの542枚と記載したファクシミリ文書の原本を実施機関の担当者に提出しており、実施機関には、提出した文書と実施機関のファクシミリで出力された同一の文書が存在するはずであり、本件処分には納得できない。</p> <p>3 実施機関は、542枚と記載したファクシミリ文書の存在が明らかになると、その内容から特定日以降の報告書の存在が明らかになり、結果として文書を隠蔽している事実が明らかになるのでその存在を認めたくないだけである。</p>		
諮問年月日	平成23年12月21日		
審査会の結論	異議申立人が平成22年4月に開示を受けたものと同一の文書及び異議申立人がファクシミリで送信した文書について一部不開示とした処分は、相当である。		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>(本件不開示文書の存否について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異議申立人は、本件行政文書以外に、特定日以降の報告書及び異議申立人が実施機関に送信した542枚と記載したファクシミリ文書が存在するはずであると主張しているが、実施機関は、報告書は特定の土木事務所から取得した文書であり、特定日以降の報告書は含まれていなかったと説明しており、また、異議申立人が実施機関に送信したファクシミリ文書は、平成22年9月に本件請求と同様の請求がなされた際に異議申立人に開示した869枚と記載した文書のみであって、実施機関において再度検索した結果においても、本件行政文書以外には存在しなかったと説明している。 2 当審査会において確認したところ、実施機関に保管されている報告書と特定の土木事務所に保管されている実施機関あてに送付した報告書の原本は同一の文書であり、それは特定の土木事務所から実施機関へあてた送付文、報告書の概要を整理した文書及び1回目から3回目の報告書であった。また、訴訟手続に入ることを理由として3回目より後の報告を行えない旨の申立てが特定の会社側からなされている事実は確認された一方、3回目より後の報告書の存在をうかがわせる事実の確認はできなかった。 3 異議申立人が求めるファクシミリ文書についても、存在が認められたのは、起案文書が作成されている869枚と記載したファクシミリ文書のみであり、ファクシミリの送受信記録の確認は、機器更新のためできなかったものの、他に異議申立人が求めるファクシミリ文書を作成・送付及び受信したことを示すような事実は確認できなかった。 4 したがって、本件行政文書以外の請求個人情報存在しなかったという実施機関の説明を否定することはできない。 5 以上のことから、本件行政文書について一部不開示とした本件処分は、相当なものと言わざるを得ない。
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成24年9月14日（答申第151号）</p>

個人情報保護審査会答申第152号の概要

件名	110番事案措置票一部不開示の件（諮問第163号）		
請求情報概要	審査請求人が110番通報した件（以下「本件事案」という。）に関して、特定の警察署が作成した110番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）に記録された、自己を本人とする個人情報		
請求年月日	平成23年11月16日	決定年月日	平成23年11月29日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示部分	警部補以下の警察官の氏名及び印影（以下「本件不開示情報」という。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号		
不開示理由	審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある。		
審査請求年月日	平成23年12月21日（収受）	審査請求の趣旨	本件不開示情報を不開示とした処分の取消しを求める。
審査請求理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察官は、公務中は公人であり、個人の権利利益・プライバシーの保護対象に当たらないので開示すべきである。 2 神奈川県情報公開条例第5条第1号ただし書ウに「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」は公開すると定められている。 3 不開示理由の説明を受けた際に、警察官は「第三者である」と説明されたが、取り扱いをした警察官等に当日の事実を再確認するために開示請求を求めたものであり、当該警察官等は第三者には当たらない。 4 警察官の氏名を公表しないことは、警察官の行為により権利が侵害された場合に、裁判所に訴える権利を阻害している。 		
諮問年月日	平成24年1月18日		
審査会論結	本件行政文書に記録された個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察は、他の行政機関とは異なり、違法行為を取り締まる治安機関であるという特殊性を有しており、違法行為の敢行を企てる団体等が取締りを逃れるため各種の対抗措置を行うおそれがあるものと認められる。これらの対抗措置には、警察職員個人やその家族をも対象として行われることもあることから、警察職員の氏名を開示することは、プライバシーの侵害や嫌がらせ等により、当該警察職員個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められる。 2 警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）（以下「警部補以下の者」という。）は、違法団体等と直接対峙する捜査活動への勤務や非捜査部門と捜査部門間の頻繁な人事異動などから、警部補以下の者の氏名は公表されていない。したがって、警部補以下の者の氏名は、何人でも知り得る情報とは認められない。また、本件請求において、実施機関が行った了知情報の聴取においても、審査請求人が本件不開示情報を明らかに知っていることも認められない。 3 印鑑は、社会通念上、氏名と一体として使用されていることから、その印影については氏名と一体の情報であると判断する。 4 したがって、本件不開示情報は、審査請求人に開示することにより、当該警察官個人の正当な利益を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 <p>（審査請求人のその他の主張について） 審査請求人のその他の主張については、神奈川県情報公開審査会答申第148号のとおりである。</p>		
答申年月日	平成24年9月14日（答申第152号）		

個人情報保護審査会答申第153号の概要

件名	警察署通報事案受理票不存在の件（諮問第164号）		
請求情報概要	審査請求人が関わる近隣トラブルの件（以下「本件事案」という。）で、特定の警察署（以下「本件警察署」という。）が作成した、警察署通報事案受理票（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成23年12月7日	決定年月日	平成23年12月20日
決定内容	不開示（文書不存在）	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示部分	本件行政文書すべて		
不開示根拠条項	—		
不開示理由	本件警察署で保管されている簿冊を検索したが、本件行政文書は作成されておらず、存在しない。		
審査請求年月日	平成24年1月10日（收受）	審査請求の趣旨	不開示とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>1 特定日、審査請求人の携帯電話から警察署に発信して通話しており、その後に警察車両を目撃し、自宅アパート下で警察官と会話しているため、本件行政文書を作成していないことはあり得ない。</p> <p>2 特定日、警察官と会話した時の録音記録や動画記録があり、後日、その警察官と直接会って確認しているため本件行政文書を作成していないことはあり得ない。</p> <p>3 特定日、警察官と会話しているため本件行政文書を作成していないことはあり得ない。</p>		
諮問年月日	平成24年1月18日		
審査会結論	本件処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <p>1 実施機関によると、警察署通報事案受理票は、通報事案に該当する場合には作成し規定等に基づき保存し、同通報事案とみなさなかった場合や他の文書で所属長への報告が行われた場合には作成しないものとされる。本件行政文書については、保存する簿冊を検索したが存在しなかったことに加え、取扱い状況を確認するため交番及びパトカー勤務員の勤務日誌（以下「勤務記録」という。）の精査も行ったが、本件事案についての記載はいずれもなかったと説明している。</p> <p>2 行政文書の保管については、規定等によりその手続が定められており、本件警察署が、本件行政文書を作成した場合、保管手続を行わないことは想定し難い。仮に警察官が本件事案の対応をしていたとしても、通報事案に該当しないと判断した場合は作成されないこと、また勤務記録に審査請求人に関わる保有個人情報の記録がない点を考慮すると、本件行政文書が存在しないとの実施機関の説明を否定することはできない。</p> <p>3 以上のことから、実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、不開示としたことは妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成24年9月14日（答申第153号）		

個人情報保護審査会答申第154号の概要

件名	事件（事案）取扱報告書不存在の件（諮問第165号）		
請求情報概要	審査請求人が関わる近隣トラブルの件（以下「本件事案」という。）で、特定の警察署（以下「本件警察署」という。）が作成した、事件（事案）取扱報告書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成23年12月7日	決定年月日	平成23年12月21日
決定内容	不開示（文書不存在）	実施機関	警察本部長（地域指導課）
不開示部分	本件事案に関して作成された文書すべて		
不開示根拠条項	—		
不開示理由	本件警察署で保管されている簿冊を検索したが、本件行政文書は作成されておらず、存在しない。		
審査請求年月日	平成24年1月13日（收受）	審査請求の趣旨	不開示とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定日、審査請求人の携帯電話から警察署に発信して通話しており、その後に警察車両を目撃し、自宅アパート下で警察官と会話しているため、本件行政文書を作成していないことはあり得ない。 2 特定日、警察官と会話した時の録音記録や動画記録があり、後日、その警察官と直接会って確認しているため本件行政文書を作成していないことはあり得ない。 3 特定日、警察官と会話しているため本件行政文書を作成していないことはあり得ない。 		
諮問年月日	平成24年1月18日		
審査会結論	本件処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関によると、事件（事案）取扱報告書は、報告事案に該当する場合には作成し規定等に基づき保存し、同報告事案とみなさなかった場合や他の文書で所属長への報告が行われた場合には作成しないものとされる。本件行政文書については、保存する簿冊を検索したが存在しなかったことに加え、取扱い状況を確認するため交番及びパトカー勤務員の勤務日誌（以下「勤務記録」という。）の精査も行ったが、本件事案についての記載はいずれもなかったと説明している。 2 行政文書の保管については、規定等によりその手続が定められており、本件警察署が、本件行政文書を作成した場合、保管手続を行わないことは想定し難い。仮に警察官が本件事案の対応をしていたとしても、通報事案に該当しないと判断した場合は作成されないこと、また勤務記録に審査請求人に関わる保有個人情報の記録がない点を考慮すると、本件行政文書が存在しないとの実施機関の説明を否定することはできない。 3 以上のことから、実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、不開示としたことは妥当であると判断する。 		
答申年月日	平成24年9月14日（答申第154号）		

個人情報保護審査会答申第155号の概要

件名	問い合わせフォーム一部不開示の件（諮問第170号）		
請求情報概要	神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、特定の期間に送信された、異議申立人に関するお問い合わせフォーム（以下「フォームメール」という。）に記録された、自己を本人とする保有個人情報		
請求年月日	平成24年4月18日	決定年月日	平成24年5月1日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（県立学校人事課）
不開示部分	特定日付けで教育局企画調整部企画調整課あてに送信され、その後、県立学校人事課（以下「実施機関」という。）に提供されたフォームメール（以下「本件行政文書」という。）のうち、送信者の氏名等及び異議申立人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号		
不開示理由	異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することによりフォームメールの送信者（以下「本件送信者」という。）の権利利益を侵害するおそれがある。		
異議申立年月日	平成24年5月8日	異議申立ての趣旨	一部不開示とした処分の取消しを求める。
異議申立の理由	<p>1 本件行政文書には、不当に異議申立人の名誉を毀損する内容が記載されていることから、異議申立人の名誉回復と汚名返上のため司法へ訴えるべく、本件送信者の名前と具体的な毀損内容を知る必要がある。</p> <p>2 国法で保護された人権が侵害されているにもかかわらず、実施機関は、不開示の理由として条例解釈を述べ立てているが、国法に優先する条例などあるはずがない。再度もつともな決定を行い、理由を示すことを求める。</p>		
諮問年月日	平成24年5月21日（収受）		
審査会論結	特定のフォームメールに記録された保有個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <p>1 実施機関は、本件行政文書に記載された情報は、本件送信者についての情報が守られるという前提の下に提供された情報であり、また本件送信者にとって、異議申立人に知られたくないものであるため、開示することにより、本件送信者と異議申立人との関係に支障が生じ、本件送信者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、本件不開示情報は、条例第20条第2項第1号に該当すると説明している。</p> <p>2 本号前段で規定する「開示の請求をした者以外の個人に関する情報」とは、当該情報から特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいうと解される。 当審査会が確認したところ、本件不開示情報は、本件送信者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。</p> <p>3 本号後段で規定する「請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に該当するか否かは、当該個人情報の性質や内容、請求者と当該個人等との関係からみて、開示することにより、当該個人の正当な利益が侵害されることになるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>4 本件行政文書には、本件送信者が異議申立人について言及した内容が記載されており、その内容を考慮すると、本件送信者が識別され、又は識別され得る情報は、通常、本件送信者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報と考えられる。 したがって、本件不開示情報は、異議申立人に開示することにより、本件送信者の正当な利益を侵害するおそれがあると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成24年12月20日（答申第155号）		

個人情報保護審査会答申第156号の概要

件名	問い合わせフォーム不開示（存否応答拒否）の件（諮問第172号）		
請求情報の概要	神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、特定の期間に特定個人を名乗る人物（以下「本件個人」という。）から送付された、異議申立人に関するフォームメール（以下「本件行政文書」という。）に記録された、自己を本人とする保有個人情報（以下「本件情報」という。）		
請求年月日	平成24年5月8日	決定年月日	平成24年5月18日
決定内容	不開示（存否応答拒否）	実施機関	教育委員会（県立学校人事課）
不開示部分	本件情報すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第21号（第20条第2項第1号）		
不開示理由	本件情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第20条第2項第1号に該当する、不開示とすべき情報を開示することとなるため、条例第21条に該当する。		
異議申立年月日	平成24年5月28日（収受）	異議申立ての趣旨	不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
異議申立理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件行政文書には、不当に異議申立人の名誉を毀損する内容が記載されていることから、刑法第230条に基づく名誉毀損で訴えることにより、異議申立人の名誉と権利を守ろうとするものである。したがって、本件送信者の名前とメールの内容の開示を求める。 2 条例第1条に「基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする」とあるが、異議申立人は、人権侵害を受け、その防衛のために本件請求を行っている。実施機関は、条例の理念の真逆のことを行っている。 3 国法で保護された人権が侵害されているにもかかわらず、実施機関は、不開示の理由として条例の一部を用いて主張しているが、条例第1条の存在意味をまじめに理解していない。まじめなる理由と判断を求める。 		
諮問年月日	平成24年6月13日		
審査会の結論	特定のフォームメールについて、その存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして、開示を拒んだことは、妥当である。		
審査会の理由	<p>（条例第21条該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第21条は、「開示の請求に対して、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条第2項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる」と規定している。 2 特定の個人から、発信者を特定した上で自己を対象とした告発を内容とする情報についての開示請求がなされた場合、当該情報の存否を答えるだけで特定された発信者が情報を発信したか否かが明らかになると認められる。 本件請求は、自己を対象とした告発を内容とする情報の発信者名の開示を求めていると認められるので、本件情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第20条第2項第1号の不開示情報を開示することとなるか否かについて、以下に検討する。 <p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第20条第2項第1号は、「開示の請求の対象となった保有個人情報に開示の請求をした者（以下「請求者」という。）以外の個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。 2 本号前段で規定する「開示の請求をした者以外の個人に関する情報」とは、当該情報から特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいうと解される。 特定の個人がメールを送信したか否かに関する情報は、送信者が識別される情報と認められることから、本号前段に該当する。 3 本号後段で規定する「請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に該当するか否かは、当該個人情報の性質や内容、異議申立人と当該個人との関係からみて、当該個人の正当な利益が侵害されることとなるか否かによって判断されるべきである。 4 特定の個人が告発を内容とする情報を発信したか否かに関する情報は、一般的に、送信者にとって相手に知られたくない情報であり、開示することにより、発信者個人のプライバシーを不当に侵害するおそれがあると考えられる。 		

	<p>したがって、本件情報は開示することにより、当該個人の正当な利益が侵害されるおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>5 以上のことから、本件情報の有無に関係なく、その存否を明らかにしないで開示を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。</p>
答 申 年 月 日	平成24年12月20日（答申第156号）

個人情報保護審査会答申第157号の概要

件名	調査報告書等一部不開示の件（諮問第171号）		
請求情報概要	ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第4条に基づく警告（以下「本件警告」という。）に関して、特定の警察署が作成した調査報告書等（以下「本件行政文書」という。）に記載された、審査請求人の自己を本人とする保有個人情報		
請求年月日	平成24年3月19日	決定年月日	平成24年5月15日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（生活安全総務課）
不開示部分	<p>本件警告を求めた者（以下「警告申出人」という。）の申出に基づき作成し、又は取得した行政文書で不開示とされた情報のうち、審査請求人が取消しを求めているのは、次に掲げる情報（以下「警告申出人情報」と総称する。）である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定日の調査報告書に記載された、警告申出人からの事情聴取内容 2 特定日の調査報告書に記載された、警告申出人に関する情報（第2面母親からの事情聴取内容は除く） 3 警告申出書に記載された、つきまとい等の行為の態様、つきまとい等の目的と思われる事項及びその他参考事項 4 事情聴取書（甲）に記載された、警告申出人の供述内容 5 着手報告書に記載された、警告申出人からの申出内容 		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第5号及び第6号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。 2 ストーカー事案の処理事務に支障を及ぼすおそれがある。 3 開示することにより犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。 		
審査請求年月日	平成24年5月24日	審査請求の趣旨	一部不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 警告をした理由と、その判断がなされた経緯を知るために開示を求める。 2 警告申出人はストーカーという虚偽の申告をし、私を排除しようとした。 3 偽りの申出により捜査が行われ、警告がなされており、この理由が分かるように開示を求める。 		
諮問年月日	平成24年6月6日		
審査会の結論	本件行政文書を一部不開示とした処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警告申出人情報は、審査請求人が行った警告を発せられる原因となったつきまとい等に係る情報であることから、審査請求人の個人情報であるが、警告申出人が警察に対して行った供述等の情報であるため、警告申出人の個人情報にも該当する。 したがって、警告申出人情報は、条例第20条第2項第1号前段で規定する「開示の請求をした者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。 2 警察は、法の規定に従い、ストーカー行為の被害者に対しては、細心の注意を払って行為者から保護し、その生命及び身体の安全を図る必要があり、警察が警告申出人との信頼関係に基づいて収集した警告申出人の供述内容等は、審査請求人に対して開示することが適さない情報であると考えられる。 また、つきまとい等の特殊性を考慮すると、警察が審査請求人に警告を実施する判断の基となった警告申出人情報が開示された場合、審査請求人の好意、怨恨等の感情を高め、警告申出人に対するつきまとい等をエスカレートさせる引き金となり、その生活の平穏又は名誉が害されるとともに、警告申出人の行動の自由が著しく害され、警告申出人を保護する目的を達成することができないおそれがあるものと認められる。 したがって、警告申出人情報は、開示することにより、警告申出人の正当な利益を侵害するおそれがある情報と認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 		

<p style="text-align: center;">審 査 会 理 の 由</p>	<p>(条例第 20 条第 2 項第 5 号該当性について)</p> <p>警察が被害者の申出を受けて、行為者に対して警告の措置を実施する場合には、被害者の事情聴取に基づき、つきまとい等の行為を裏付ける証拠資料をできる限り多く収集し、慎重な判断を行って、法に規定する適切な措置を講じて被害者を保護する必要があるものと認められる。</p> <p>しかし、行為者に対して、証拠資料の内容等を明らかにした場合、警察がストーカー事案の措置を行うに当たっての手の内といえる情報が明らかとなり、ストーカー行為という特殊性にかんがみると、行為者がつきまとい等を証明する証拠の隠滅を図るなど、警告等を逃れるための対抗措置を講じることを容易にすることとなり、つきまとい等を早期に抑止して被害者を保護することが困難になるおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、警告申出人情報は、開示することにより、ストーカー事案を処理する事務に支障を及ぼすおそれがある情報と認められることから、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当すると判断する。</p> <p>(条例第 20 条第 2 項第 6 号該当性について)</p> <p>本件警告は、ストーカー行為が犯罪に発展するのを抑止するために関係者から事情聴取を行うなどして、警告に必要な証拠資料の収集と各種調査を実施し、犯罪の予防を目的に行う警察活動である。</p> <p>上記、警察活動に係る情報を開示すると、本件警告の着眼点が明らかとなり、つきまとい行為等を企図している者等において対抗措置を取られるなど、犯罪の予防に支障が生じるおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、警告申出人情報は、開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成25年 2 月 19 日 (答申第157号)</p>

個人情報保護審査会答申第158号の概要

件名	教員採用候補者選考記録一部不開示の件（諮問第166号）		
請求情報概要	神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、特定の採用候補者選考試験における第1次試験個人面接評定票（以下「本件第1次面接記録」という。）、模擬授業評定票（以下「本件模擬授業記録」という。）、第2次試験個人面接評定票（以下「本件第2次面接記録」という。）、論文試験評定票（以下「本件論文記録」という。）及び論文試験解答用紙に記録された、自己を本人とする保有個人情報		
請求年月日	平成23年8月19日	決定年月日	平成23年10月3日 平成24年1月20日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（小中学校人事課）
不開示部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件第1次面接記録のうち評定、本件模擬授業記録のうち評定点（小項目）、本件第2次面接記録のうち（項目）評価の仕方、評価、評定等、総合評定点等、本件論文記録のうち評価基準、評価（以下「本件評定項目」と総称する。） 2 本件第1次面接記録のうち備考欄、本件模擬授業記録のうち特記事項、本件第2次面接記録のうち特記事項、本件論文記録のうち個人評定の内容、特記事項（以下「本件特記事項」と総称する。） 3 本件論文記録のうち欄外（以下「本件欄外」という。） 4 本件第1次面接記録、本件模擬授業記録、本件第2次面接記録のうち、面接員である実施機関の職員の氏名（以下「本件面接員氏名」という。） 5 本件論文記録のうち評定者である実施機関の職員の氏名（以下「本件評定員氏名」という。） 6 本件第1次面接記録、本件模擬授業記録のうち、異議申立人以外の他の受験者の情報（以下「本件受験者情報」という。） 		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。 2 評価選考等に関する情報であり、開示することにより、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある。 3 人事管理に係る事務に関する情報であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。 		
異議申立年月日	平成24年2月13日	異議申立ての趣旨	一部不開示とした処分の取消しを求める。
異議申立の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 総得点及び評価は開示するというのに、ここに至る経緯はすべて公開できないとするのは、公式の試験経過説明不能に等しく、不可解である。 2 経緯を公開できないという事実が公開されてしまえば、「基準」自体ないのではないかと国民は疑問を生じるだろう。 3 基準がないという疑問を生じさせることこそ、今後の選考試験に支障を来すおそれに相当してしまい、大いなる矛盾である。 		
諮問年月日	平成24年2月29日（収受）		
審査会の結論	特定の教員採用候補者選考試験に関する文書に記録された保有個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。		

審 査 会 の 判 断 理 由	<p>(条例第20条第2項第1号該当性について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当審査会において確認したところ、本件受験者情報は、異議申立人以外の他の受験者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。 2 本件受験者情報は、異議申立人以外の他の受験者の評定等の情報であって、個人の知識、能力、資質等に関する情報であり、他人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件受験者情報は、異議申立人に開示することにより、異議申立人以外の他の受験者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 <p>(条例第20条第2項第5号該当性について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件面接員氏名、本件評定員氏名、本件欄外、本件評定項目及び本件特記事項は、職員選考に係る事務に関する情報であり、人事管理に関する情報であるとは認められず、また、他のアからウまでの各規定にも該当しないため、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。 <p>(条例第20条第2項第3号該当性について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件評定項目及び本件特記事項は、面接員等の異議申立人に対する印象や主観に基づく意見が具体的に記載されている。このような評価、判断に関する情報を開示することにより、面接員等が受験者から誤解や無用の反発を招くことを危惧して率直に記載できなくなったり、形式的なものにとどまるおそれがある。また、これを知り得た受験者が、受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った学習をするなどの対策を講じてしまうおそれがある。その結果、本来得るべき正確な評価内容を把握できなくなるなど、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。 2 本件面接員氏名、本件評定員氏名は、開示をすることにより、面接員の氏名が確定し、その個人を特定した問い合わせの電話等が入ったりするなど、業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、また、開示が前提となると、面接員が厳しく評価することをためらうなど、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。 3 本件欄外は試験の詳細な評価基準等であり、開示することにより、評価の仕方、観点ごとの評価の重み等を受験者が知り得てしまい、これを知り得た受験者が、受験技術に基づいて、重みの大きい部分を中心に偏った学習をするなどの対策を講じてしまうと、限られた時間の中で、面接者は受験者の本質を見抜くことができなくなることから、今後反復、継続される同種の評価、選考等を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。
答 申 年 月 日	平成25年3月22日（答申第158号）